

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【会社名】	日新製糖ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 竹場 紀生 代表取締役社長 樋口 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町14番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	日新製糖株式会社 常務取締役財務部長 川口 多津雄 新光製糖株式会社 取締役総務担当 砂岡 睦夫
【最寄りの連絡場所】	日新製糖株式会社 東京都中央区日本橋小網町14番1号 新光製糖株式会社 大阪市城東区今福西6丁目8番19号
【電話番号】	日新製糖株式会社 03(3668)1293 新光製糖株式会社 06(6939)1201
【事務連絡者氏名】	日新製糖株式会社 常務取締役財務部長 川口 多津雄 新光製糖株式会社 取締役総務担当 砂岡 睦夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	36,756,989,185円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、日新製糖株式会社(以下「日新製糖」といいます。)及び新光製糖株式会社(以下「新光製糖」といいます。)の平成23年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年6月6日付で提出した有価証券届出書及び平成23年6月29日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成23年8月11日に日新製糖の四半期報告書（事業年度 第85期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日））が、平成23年8月10日に新光製糖の四半期報告書（事業年度 第97期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日））がそれぞれ提出されたこと、並びに日新製糖及び新光製糖が平成23年8月2日に当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 1 組織再編成の目的等
 - (1) 経営統合の目的及び理由
 - (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
- 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠

- (1) 株式移転比率

- 7 組織再編成に関する手続

- (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
四半期報告書又は半期報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。ただし、系統図の訂正箇所につきましては_____を付しておりません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	7,558,540株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1 日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、両社による共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時まで取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に共同持株会社たる日新製糖ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成23年5月12日に開催された日新製糖及び新光製糖の取締役会の決議（株式移転計画作成及び経営統合に関する覚書（以下「覚書」といいます。）締結の承認並びに定時株主総会への付議）並びに平成23年6月28日に開催された日新製糖の定時株主総会及び平成23年6月23日に開催された新光製糖の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。
- 3 日新製糖及び新光製糖は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社 証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	7,558,540株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1 日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、両社による共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時まで取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に共同持株会社たる日新製糖ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成23年5月12日に開催された日新製糖及び新光製糖の取締役会の決議（株式移転計画作成及び経営統合に関する覚書（以下「覚書」といいます。）締結の承認並びに定時株主総会への付議）並びに平成23年6月28日に開催された日新製糖の定時株主総会及び平成23年6月23日に開催された新光製糖の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。
- 3 日新製糖及び新光製糖は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に平成23年8月2日に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社 証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、基準時における日新製糖及び新光製糖の株主に、日新製糖の普通株式1株に対して0.1株、新光製糖の普通株式1株に対して0.227株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であります。日新製糖及び新光製糖の最近事業年度末日(平成23年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は36,756,989,185円であり、発行価額の総額のうち70億円が資本金に組み入れられます。

- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成23年10月3日より東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。
東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項)。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、基準時における日新製糖及び新光製糖の株主に、日新製糖の普通株式1株に対して0.1株、新光製糖の普通株式1株に対して0.227株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であります。日新製糖及び新光製糖の最近事業年度末日(平成23年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は36,756,989,185円であり、発行価額の総額のうち70億円が資本金に組み入れられます。

- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて上場申請手続きを行いました。これに伴い、同規程に定めるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により平成23年10月3日に上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項)。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

(訂正前)

日新製糖及び新光製糖の主力事業である精糖事業においては、我が国によるW T O（世界貿易機関）における農業交渉、F T A（自由貿易協定）・E P A（経済連携協定）締結交渉あるいはT P P（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議など、精糖業界をめぐる国境措置低減の動き、並びに我が国の少子高齢化や甘味離れによる国内砂糖需要の漸減といった国内精糖事業に関する経営環境の変化が予測されております。

一方、海外では人口の増加に加え、新興国の経済発展による食生活の変化から、アジアを中心とした砂糖需要は伸び続けており、今後、海外市場での展開が求められる環境になりつつあります。

また、日新製糖及び新光製糖は、平成15年4月に業務提携基本契約書を締結し、両社の生産設備及び販売網を相互に活用する取り組みを行ってまいりました。

こうした状況の下、今後のコスト、販売及び品質競争を勝ち抜き、将来のグローバル市場における発展に繋げられるよう両社で十分な協議を進めてまいりました。その結果、国内の企業基盤を強化し、両社の経営資源を一体的に活用することで一層の企業価値向上を図ることを目的に、両社の従来業務提携関係を発展させ、共同持株会社設立による経営統合を行うことを決定いたしました。

なお、日新製糖及び新光製糖は、平成23年5月12日に締結した覚書において、以下(イ)乃至(八)に示す事項について取り組み、一層の企業価値向上を目指すことについて合意しております。

(イ) 経営統合の効果

当社設立後は、以下に示すようなシナジー効果を追求してまいります。

__ 販売効率向上

「カップ印」ブランドへの統一、並びに効率的な販売体制を整備

__ 生産効率向上

両社の生産設備を一体運営することによる生産体制安定化と生産効率向上

__ 危機管理体制強化

東西生産体制確立によるリスク分散、危機管理体制強化

__ グループ横断的なコスト削減

原料、資材等の効率的購入による合理化、並びに両社の管理部門の効率化推進、間接費削減

__ 研究・開発力向上

両社の研究・開発ノウハウ並びに人材を結集することによる新製品等の開発力向上

(ロ) 経営統合の推進体制

日新製糖及び新光製糖は、両社の代表取締役社長を共同委員長とし、両社の取締役及び社員を構成員とする統合準備委員会を組成し、本株式移転による経営統合の推進にあたります。

(ハ) 経営統合後の再編等

日新製糖及び新光製糖は、統合効果をより高めるために事業や組織の再編を進め、将来的には日新製糖、新光製糖、当社の早期の合併を目指してまいります。

（訂正後）

日新製糖及び新光製糖の主力事業である精糖事業においては、我が国によるWTO（世界貿易機関）における農業交渉、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）締結交渉あるいはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議など、精糖業界をめぐる国境措置低減の動き、並びに我が国の少子高齢化や甘味離れによる国内砂糖需要の漸減といった国内精糖事業に関する経営環境の変化が予測されております。

一方、海外では人口の増加に加え、新興国の経済発展による食生活の変化から、アジアを中心とした砂糖需要は伸び続けており、今後、海外市場での展開が求められる環境になりつつあります。

また、日新製糖及び新光製糖は、平成15年4月に業務提携基本契約書を締結し、両社の生産設備及び販売網を相互に活用する取り組みを行ってまいりました。

こうした状況の下、今後のコスト、販売及び品質競争を勝ち抜き、将来のグローバル市場における発展に繋げられるよう両社で十分な協議を進めてまいりました。その結果、国内の企業基盤を強化し、両社の経営資源を一体的に活用することで一層の企業価値向上を図ることを目的に、両社の従来の業務提携関係を発展させ、共同持株会社設立による経営統合を行うことを決定いたしました。

なお、日新製糖及び新光製糖は、平成23年5月12日に締結した覚書において、以下__乃至__に示す事項について取り組み、一層の企業価値向上を目指すことについて合意しております。

__ 経営統合の効果

当社設立後は、以下に示すようなシナジー効果を追求してまいります。

ア 販売効率向上

「カップ印」ブランドへの統一、並びに効率的な販売体制を整備

イ 生産効率向上

両社の生産設備を一体運営することによる生産体制安定化と生産効率向上

ウ 危機管理体制強化

東西生産体制確立によるリスク分散、危機管理体制強化

エ グループ横断的なコスト削減

原料、資材等の効率的購入による合理化、並びに両社の管理部門の効率化推進、間接費削減

オ 研究・開発力向上

両社の研究・開発ノウハウ並びに人材を結集することによる新製品等の開発力向上

__ 経営統合の推進体制

日新製糖及び新光製糖は、両社の代表取締役社長を共同委員長とし、両社の取締役及び社員を構成員とする統合準備委員会を組成し、本株式移転による経営統合の推進にあたります。

__ 経営統合後の再編等

日新製糖及び新光製糖は、統合効果をより高めるために事業や組織の再編を進め、将来的には日新製糖、新光製糖、当社の早期の合併を目指してまいります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
(訂正前)

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	日新製糖ホールディングス株式会社 (英文名 : Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.)		
(2) 事業内容	砂糖の精製・販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋小網町14番1号		
(4) 代表者及び役員 の 就任予定	代表取締役会長	竹場 紀生	現 日新製糖株式会社 代表取締役会長
	代表取締役社長	樋口 洋一	現 新光製糖株式会社 代表取締役社長
	専務取締役	住井 昌三	現 日新製糖株式会社 代表取締役社長
	常務取締役	森永 剛司	現 新光製糖株式会社 取締役
	取締役	三浦 紀之	現 日新製糖株式会社 常務取締役
	取締役	青砥 由直	現 日新製糖株式会社 常務取締役
	取締役	砂岡 睦夫	現 新光製糖株式会社 取締役
	取締役	西垣 淳	現 日新製糖株式会社 取締役
	常勤監査役	藤井 邦弘	現 日新製糖株式会社 常勤監査役
	監査役	前田 浩之	現 住友商事株式会社 糖質・飲料原料部長
	監査役(社外)	金田 英成	現 日新製糖株式会社 監査役
	監査役(社外)	延増 拓郎	現 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 現 日新製糖株式会社 監査役
(5) 資本金	7,000百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と日新製糖及び新光製糖の状況は以下のとおりです。

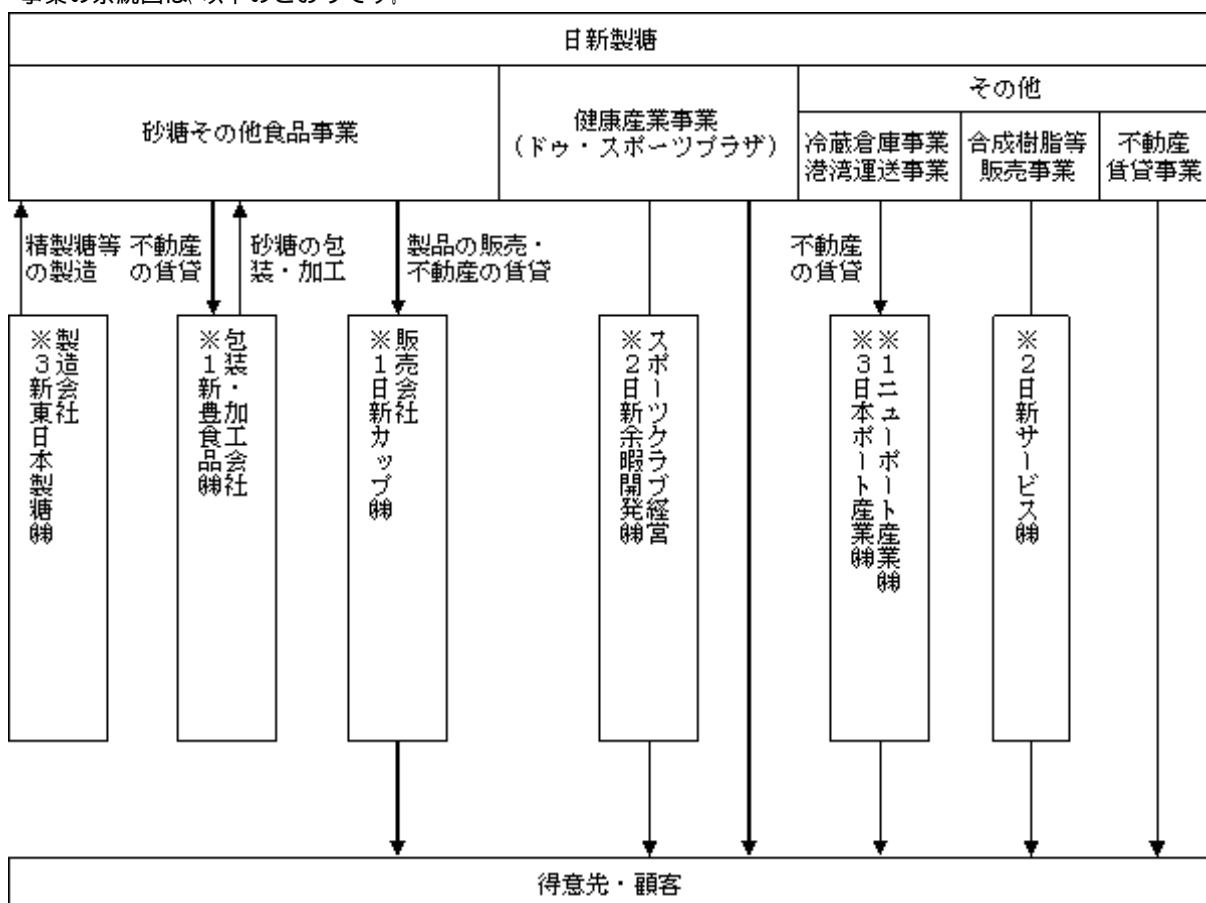
日新製糖と新光製糖は、平成23年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)			
(連結子会社)									
日新製糖	東京都中央区	7,004	製糖事業、健康産業事業、 その他の事業	100	6	未定	未定	未定	未定
新光製糖	大阪市城東区	1,495	製糖事業	100	3	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日新製糖及び新光製糖は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の最近事業年度末日時点（平成23年3月31日時点）の状況は、以下のとおりです。

日新製糖

事業の系統図は、以下のとおりです。



- ※1 連結子会社・特定子会社
- ※2 連結子会社
- ※3 持分法適用関連会社

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引・資金援助 等
(連結子会社) 日新カップ㈱ (注)3、4	東京都中央区	340	砂糖その他食品事業	100.0	役員の兼任 4名	日新製糖製品の販売先、 不動産の賃貸、資金融資、 同社の商品仕入債務に対 する保証
新豊食品㈱ (注)3	千葉県千葉市	90	砂糖その他食品事業	100.0	役員の兼任 3名	日新製糖製品の包装・加 工、不動産の賃貸
日新余暇開発㈱	群馬県高崎市	90	健康産業事業	100.0	役員の兼任 2名	資金融資
ニューポート産業㈱ (注)3	千葉県千葉市	900	冷蔵倉庫事業 港湾運送事業	100.0	役員の兼任 4名	不動産の賃貸、資金融資
日新サービス㈱	東京都中央区	90	合成樹脂等販売事業	100.0	役員の兼任 4名	資金融資、同社の商品仕 入債務に対する保証
(持分法適用関連会社) 新東日本製糖㈱	千葉県千葉市	6,174	砂糖その他食品事業	50.0	役員の兼任 6名	日新製糖製品の製造、同 社の金融機関借入金に対 する保証
新中糖産業㈱ (注)5	沖縄県中頭郡西 原町	457	砂糖その他食品事業	28.9	役員の兼任 1名	
日本ポート産業㈱	兵庫県神戸市	500	冷蔵倉庫事業 港湾運送事業	40.0	役員の兼任 3名	不動産の賃貸
(その他の関係会社) 住友商事㈱ (注)5	東京都中央区	219,278	総合商社	[20.4] [(0.6)]		日新製糖製品の販売先及 び原材料、商品の仕入先

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称等を記載しております。

2 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。

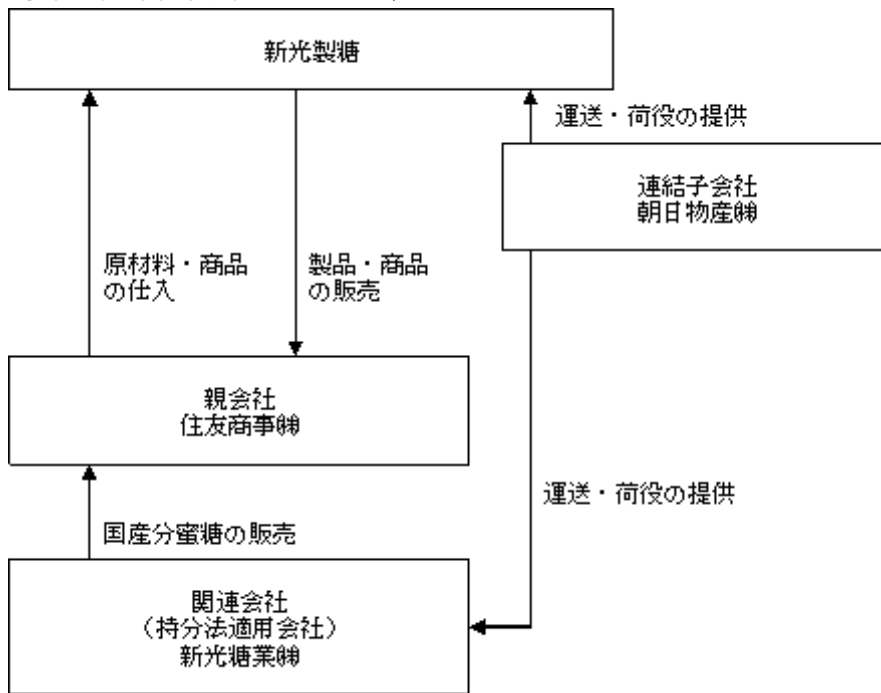
3 特定子会社であります。

4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えておりますため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 有価証券報告書の提出会社であります。

新光製糖

事業の系統図は、以下のとおりです。



関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引・資金援助等
(親会社) 住友商事株 (注) 2	東京都中央区	219,278	総合商社	(68.98)	役員の受入 6名	新光製糖製品・商品の販売代理店及び新光製糖原材料商品の仕入先。
(連結子会社) 朝日物産株 (注) 1、3	大阪市西区	16	砂糖類の製造販売並びにこれらの附随事業	46.56 (30.00)	役員の兼任 3名	新光製糖製品の原材料、仕入商品の解輸送及び陸上運送並びに構内荷役作業。
(持分法適用関連会社) 新光糖業株 (注) 4	大阪市城東区	300	国産分蜜糖の製造、販売	50.00	役員の兼任 3名	

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しておりますため、子会社としております。

なお、「議決権の所有(被所有)割合」欄の(外書)は、緊密な者等(持分法適用関連会社)の所有割合であります。

また、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合は100分の10以下であります。

4 持分は親会社・住友商事株と新光製糖がそれぞれ100分の50であり、緊密な関係にはありますが、実質的に住友商事株が支配しておりますため、持分法適用関連会社としております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、日新製糖及び新光製糖は当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である日新製糖及び新光製糖との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である日新製糖及び新光製糖とその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

(訂正後)

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	日新製糖ホールディングス株式会社 (英文名 : Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.)		
(2) 事業内容	砂糖の精製・販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋小網町14番1号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長	竹場 紀生	現 日新製糖株式会社 代表取締役会長
	代表取締役社長	樋口 洋一	現 新光製糖株式会社 代表取締役社長
	専務取締役	住井 昌三	現 日新製糖株式会社 代表取締役社長
	常務取締役	森永 剛司	現 新光製糖株式会社 取締役
	取締役	三浦 紀之	現 日新製糖株式会社 常務取締役
	取締役	青砥 由直	現 日新製糖株式会社 常務取締役
	取締役	砂岡 睦夫	現 新光製糖株式会社 取締役
	取締役	西垣 淳	現 日新製糖株式会社 取締役
	常勤監査役	藤井 邦弘	現 日新製糖株式会社 常勤監査役
	監査役	前田 浩之	現 住友商事株式会社 糖質・飲料原料部長
	監査役(社外)	金田 英成	現 日新製糖株式会社 監査役
	監査役(社外)	延増 拓郎	現 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 現 日新製糖株式会社 監査役
(5) 資本金	7,000百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と日新製糖及び新光製糖の状況は以下のとおりです。

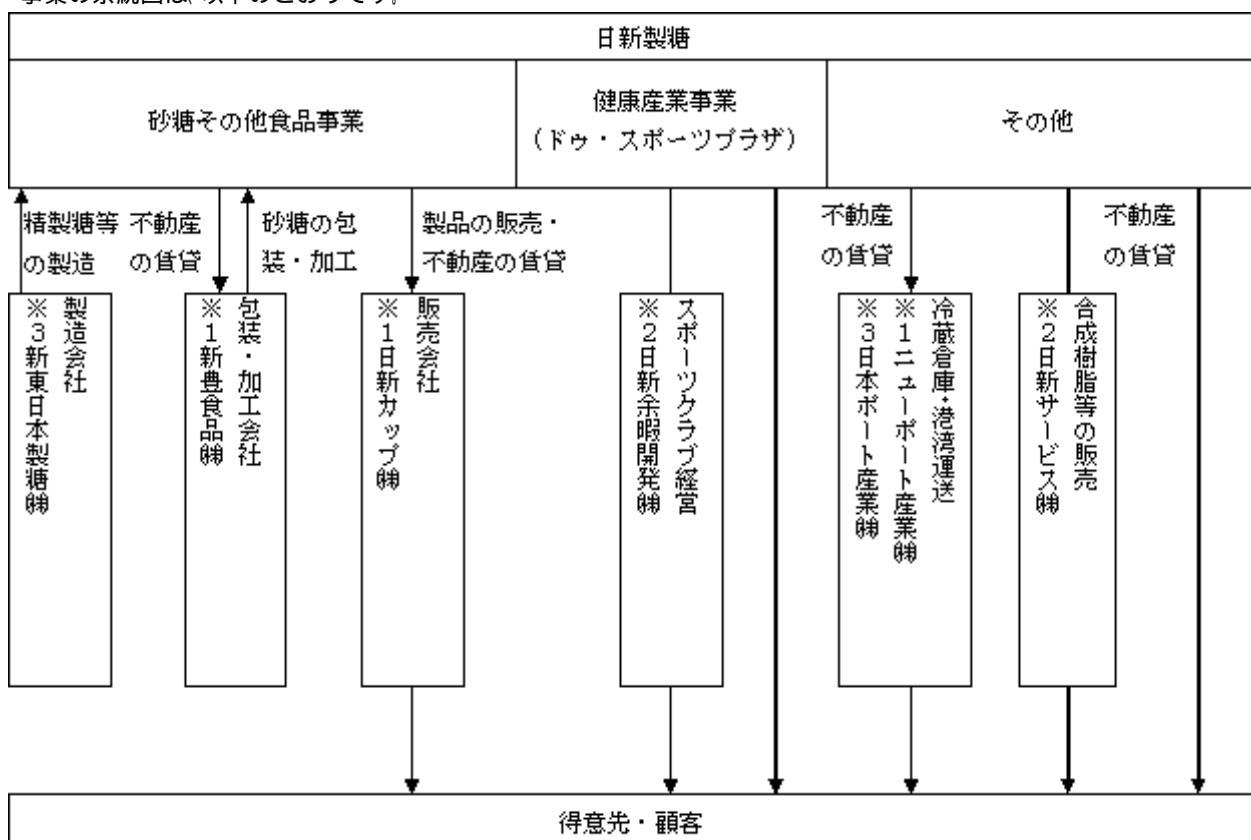
日新製糖と新光製糖は、平成23年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)			
(連結子会社)									
日新製糖	東京都中央区	7,004	製糖事業、健康産業事業、 その他の事業	100	8	未定	未定	未定	未定
新光製糖	大阪市城東区	1,495	製糖事業	100	3	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日新製糖及び新光製糖は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の最近事業年度末日時点（平成23年3月31日時点）の状況は、以下のとおりです。

日新製糖

事業の系統図は、以下のとおりです。



※1 連結子会社・特定子会社

※2 連結子会社

※3 持分法適用関連会社

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引・資金援助 等
(連結子会社)						
日新カップ㈱ (注)3、4	東京都中央区	340	砂糖その他食品事業	100.0	役員の兼任 4名	日新製糖製品の販売先、 不動産の賃貸、資金融資、 同社の商品仕入債務に対 する保証
新豊食品㈱ (注)3	千葉県千葉市	90	砂糖その他食品事業	100.0	役員の兼任 3名	日新製糖製品の包装・加 工、不動産の賃貸
日新余暇開発㈱	群馬県高崎市	90	健康産業事業	100.0	役員の兼任 2名	資金融資
ニューポート産業㈱ (注)3	千葉県千葉市	900	冷蔵倉庫事業 港湾運送事業	100.0	役員の兼任 4名	不動産の賃貸、資金融資
日新サービス㈱	東京都中央区	90	合成樹脂等販売事業	100.0	役員の兼任 4名	資金融資、同社の商品仕 入債務に対する保証
(持分法適用関連会社)						
新東日本製糖㈱	千葉県千葉市	6,174	砂糖その他食品事業	50.0	役員の兼任 6名	日新製糖製品の製造、同 社の金融機関借入金に対 する保証
新中糖産業㈱ (注)5	沖縄県中頭郡西 原町	457	砂糖その他食品事業	28.9	役員の兼任 1名	
日本ポート産業㈱	兵庫県神戸市	500	冷蔵倉庫事業 港湾運送事業	40.0	役員の兼任 3名	不動産の賃貸
(その他の関係会社)						
住友商事㈱ (注)5	東京都中央区	219,278	総合商社	[20.4] [(0.6)]		日新製糖製品の販売先及 び原材料、商品の仕入先

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称等を記載しております。

2 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。

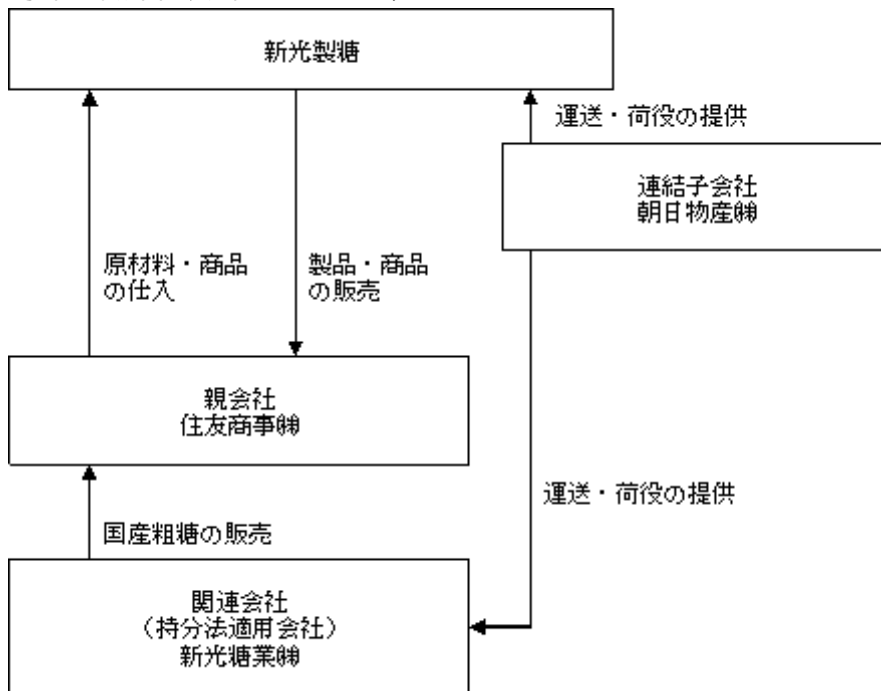
3 特定子会社であります。

4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えておりますため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 有価証券報告書の提出会社であります。

新光製糖

事業の系統図は、以下のとおりです。



関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有「被所有」割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引・資金援助等
(親会社) 住友商事㈱ (注) 2	東京都中央区	219,278	総合商社	「 68.98 」	役員の受入 6名	新光製糖製品・商品の販売代理店及び新光製糖原材料商品の仕入先。
(連結子会社) 朝日物産㈱ (注) 1、3	大阪市西区	16	砂糖類の製造販売並びにこれらの附随事業	46.56 (30.00)	役員の兼任 3名	新光製糖製品の原材料、仕入商品の解輸送及び陸上運送並びに構内荷役作業。
(持分法適用関連会社) 新光糖業㈱ (注) 4	大阪市城東区	300	国産分蜜糖の製造、販売	50.00	役員の兼任 3名	

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しておりますため、子会社としております。

なお、「議決権の所有「被所有」割合」欄の(外書)は、緊密な者等(持分法適用関連会社)の所有割合であります。

また、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合は100分の10以下であります。

4 持分は親会社・住友商事㈱と新光製糖がそれぞれ100分の50であり、緊密な関係にはありますが、実質的に住友商事㈱が支配しておりますため、持分法適用関連会社としております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、日新製糖及び新光製糖は当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である日新製糖及び新光製糖との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である日新製糖及び新光製糖とその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

(訂正前)

会社名	日新製糖	新光製糖
株式移転比率（注1参照）	1	2.27

(注) 1 日新製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株を、新光製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.227株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、日新製糖又は新光製糖の株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

但し、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、上記株式移転比率は両社協議の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式7,558,540株

上記は日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時まで取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3 本株式移転により日新製糖及び新光製糖の株主の皆様へ割当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、日新製糖の株式を1,000株以上、又は新光製糖の株式を441株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受ける日新製糖又は新光製糖の株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける日新製糖又は新光製糖の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(訂正後)

会社名	日新製糖	新光製糖
株式移転比率（注1参照）	1	2.27

(注) 1 日新製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株を、新光製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.227株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、日新製糖又は新光製糖の株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

但し、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、上記株式移転比率は両社協議の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式7,558,540株

上記は日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時まで取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3 本株式移転により日新製糖及び新光製糖の株主の皆様にご割当てられる当社の株式は平成23年8月2日付で東京証券取引所に新規上場申請が行われており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、日新製糖の株式を1,000株以上、又は新光製糖の株式を441株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受ける日新製糖又は新光製糖の株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける日新製糖又は新光製糖の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(訂正前)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、()株式移転計画、()会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、()日新製糖においては新光製糖、新光製糖においては日新製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容、()日新製糖においては新光製糖、新光製糖においては日新製糖の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに()日新製糖においては日新製糖、新光製糖においては新光製糖の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、日新製糖の本店に6月9日より、新光製糖の本店に6月7日よりそれぞれ備え置いております。

()の書類は、平成23年5月12日開催の日新製糖及び新光製糖の取締役会において承認された本株式移転計画です。()の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。()の書類は、日新製糖においては新光製糖の平成23年3月期、新光製糖においては日新製糖の平成23年3月期の計算書類等に関する書類です。()の書類は、日新製糖においては新光製糖の平成23年3月期、新光製糖においては日新製糖の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。()の書類は、日新製糖においては日新製糖の平成23年3月期、新光製糖においては新光製糖の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれ日新製糖又は新光製糖の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記()乃至()に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(訂正後)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、()株式移転計画、()会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、()日新製糖においては新光製糖、新光製糖においては日新製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容、()日新製糖においては新光製糖、新光製糖においては日新製糖の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに()日新製糖においては日新製糖、新光製糖においては新光製糖の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、日新製糖の本店に平成23年6月9日より、新光製糖の本店に平成23年6月7日よりそれぞれ備え置いております。

()の書類は、平成23年5月12日開催の日新製糖及び新光製糖の取締役会において承認された本株式移転計画です。()の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。()の書類は、日新製糖においては新光製糖の平成23年3月期、新光製糖においては日新製糖の平成23年3月期の計算書類等に関する書類です。()の書類は、日新製糖においては新光製糖の平成23年3月期、新光製糖においては日新製糖の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。()の書類は、日新製糖においては日新製糖の平成23年3月期、新光製糖においては新光製糖の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれ日新製糖又は新光製糖の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記()乃至()に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成23年8月11日提出、新光製糖においては平成23年8月10日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成23年8月11日提出、新光製糖においては平成23年8月10日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成23年8月11日提出、新光製糖においては平成23年8月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成23年8月11日提出、新光製糖においては平成23年8月10日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成23年8月11日提出、新光製糖においては平成23年8月10日提出）をご参照下さい。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の経理の状況については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の経理の状況については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成23年6月28日提出、新光製糖においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成23年8月11日提出、新光製糖においては平成23年8月10日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

日新製糖

該当事項はありません。

新光製糖

該当事項はありません。

(訂正後)

日新製糖

事業年度 第85期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月11日関東財務局長に提出。

新光製糖

事業年度 第97期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月10日近畿財務局長に提出。